

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 音更町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年音更町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(音更町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 音更町個人情報保護条例（平成17年音更町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第37条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(音更町手数料条例の一部改正)

第3条 音更町手数料条例（昭和39年音更町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表42の項を次のように改める。

42	削除	
----	----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。